

府中市立図書館ホームページにおける バナー広告の掲出に関する取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、府中市有料広告掲出の取扱いに関する基本要綱(平成14年4月制定。以下「基本要綱」)及び刊行物等への有料広告掲出に関する共通基準(平成14年8月制定。)に基づき、府中市立図書館ホームページ(以下「図書館ホームページ」という。)におけるバナー広告の掲出に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において「バナー広告」とは、図書館ホームページから所定のホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

(掲出の位置)

第3 バナー広告は、図書館ホームページのトップページ内において市長が指定する位置に掲出する。

2 バナー広告を掲出できる枠数は、6枠を限度とする。

(掲出期間)

第4 バナー広告の掲出期間は、月の初日から末日までの1月単位とする。

(規格及び掲出料)

第5 バナー広告の規格は、1枠縦60ピクセル、横150ピクセル、容量4キロバイト以内でGIF形式とする。

2 バナー広告の掲出料は、1月10,000円とする。

(掲出希望者の募集)

第6 市長は、図書館ホームページ等で図書館ホームページにバナー広告を掲出することを希望する者(以下「広告掲出希望者」という。)を募集する。

(掲出の申請)

第7 広告掲出希望者は、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に掲出しようとするバナー広告を添えて、市長に申請するものとする。

(掲出の決定等)

第8 市長は、第7の規定に基づく申請があったときは、基本要綱第3の規定に基づき審査のうえバナー広告掲出の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定によりバナー広告の掲出の可否を決定したときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出可否決定通知書(第

2号様式)により広告掲出希望者に通知するものとする。

(掲出料の納入)

第9 広告主は、掲出しようとする月の前々月の末日までに、第5第2項に規定する掲出料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲出しようとする月が4月若しくは5月の場合又は市長が特に認める場合は、市長が別に定める日までに納付するものとする。

(掲出料の還付)

第10 広告主が納入した掲出料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号の定めるところによる。

(1) 広告主の責めによらない理由によりバナー広告を掲出できなかったとき 掲出できなかった日数に応じ、納入された掲出料を還付するものとする。

(2) 府中市の都合により12時間を超えて図書館ホームページを閉鎖したとき 図書館ホームページを1日閉鎖したものとみなし、閉鎖した日数に応じ、納入された掲出料を還付するものとする。

(広告主の責務等)

第11 バナー広告の内容については、広告主がその責めを負うものとする。

2 第7に規定するバナー広告の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、申請の内容を変更しようとするとき又はバナー広告の掲出を中止しようとするときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出変更・中止届(第3号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

4 広告主は、図書館ホームページからの移動先として指定したホームページ(以下「リンク先」という。)に事故、障害等が発生したとき又はリンク先を閉鎖するときは、速やかに市長に報告し、協議しなければならない。

(掲出の中止及び決定の取消し)

第12 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲出を中止し、又は決定を取り消すことができる。

(1) 第11第3項の規定による届出があったとき。

(2) 第11第4項の規定による報告があったとき。

(3) 第9第1項及び第2項に規定する期日までにバナー広告の掲出料

の納入がないとき。

(4) 広告主が、虚偽の申請又は不正の手段によりバナー広告の掲出の決定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりバナー広告の掲出を中止し、又は決定を取り消したときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出中止・取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（雑則）

第13 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年 4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和 5年 3月1日から施行する。

府中市立図書館ホームページバナー広告掲出申請書

府中市長

所在地
 会社・団体名
 代表者氏名
 電 話

次のとおり、府中市立図書館ホームページへのバナー広告の掲出を申請します。

リンク先トップ ページアドレス	http://
E - M A I L	
バナー広告の 内容	別添バナーデータのとおり バナー未作成の場合は、掲出内容 〔 〕
掲出希望期間	年 月 日 から 1か月間 年 月 日 から 年 月 日まで
会社・団体概要 資料あり 資料なし	資料なしの場合はこの欄に記入

- 注意 1 バナー広告は、縦60ピクセル、横150ピクセル、4キロバイト以内でG I F形式のものに限ります。
 2 バナー広告の掲出は1月単位です。
 3 月の途中で掲出を中止した場合でも掲出料は還付しません。
 4 申請内容に変更があった場合やリンク先ホームページに障害等が発生した場合、リンク先ホームページを閉鎖する場合には、必ず文化スポーツ部図書館に連絡ください。

第2号様式(第8)

第 号
年 月 日

様

府中市長



府中市立図書館ホームページバナー広告掲出可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった府中市立図書館ホームページバナー広告の掲出について、次のとおり決定しましたので通知します

掲出の可否	掲出	不掲出
広告主名・所在地		
掲載期間	年 月 日から	年 月 日まで
バナー広告リンク先 アドレス		
バナー広告の掲出料		円
備考		

- 注意 1 申請の内容に変更があった場合又はホームページへの掲出を中止する場合は、速やかに届け出をしてください。
- 2 バナー広告の掲出料は、やむを得ない場合を除き、掲出月の前々月の末日までに納付してください。

第3号様式(第11)

年 月 日

府中市立図書館ホームページバナー広告掲出変更・中止届

府中市長

所在地
会社・団体名
代表者氏名
電 話

府中市立図書館ホームページへのバナー広告の掲出について、変更・中止したいので届け出ます。

変更の内容

第4号様式(第12)

第 年 月 日
号

様

府中市長



府中市立図書館ホームページバナー広告掲出中止・取消通知書

府中市立図書館ホームページバナー広告について、次のとおり掲出の中止・取消しを決定しましたので通知します

広告主名・所在地	
中止・取消日	年 月 日
理由	